

所管部課		まちづくり部 下水道課		部長		金子 秀之	
件 名		東大和市指定排水設備工事事業者規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市下水道条例					
	部課機関						
1. 要 旨 国においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しを行っている。これに伴い、国土交通省においてはデジタル社会の実現に向けて標準下水道条例の一部を改正したことから、その趣旨を踏まえ、東大和市下水道条例の一部を改正した。 このことから、本規則における排水設備工事責任技術者に係る規定及び様式等について、規則の一部を改正するものである。 (1) 主な改正内容 ① 第2条第4号中「専任」を「選任」に改める。 ② 第6条第2項中「専任の」を「選任の」に、「指定排水設備工事事業者専任責任技術者異動届」を「指定排水設備工事事業者選任責任技術者異動届」に改める。 ③ 規則に定める様式（第1号様式、第3号様式、第8号様式、第10号様式及び第12号様式）について、所要の改正を行う。 ④ その他文言整理を行う。 (2) 施行日 公布の日から施行する。 (3) 影響及び効果 国における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨に対応できる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・「標準下水道条例の改正について」（令和6年2月16日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長）通知 ・下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年4月1日公布、施行） ・東大和市下水道条例の一部を改正する条例（令和6年9月11日公布、施行） ・総務課審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進める。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。